

標 題：

リベリア籍船 / マーシャル諸島籍船
の防火・消火設備の保守・点検

NKテクニカル インフォメーション

No. : 421

Date : 平成 13 年 9 月 28 日

関係船主、造船所 各位

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

今般、リベリア政府 / マーシャル諸島政府から防火・消火設備の保守・点検について添付の通知

(リベリア政府からの指示文書番号：FIR-001、マーシャル諸島政府からの指示文書番号：

No. 2-011-14、リベリア政府からの指示文書の和訳のみ添付) がありましたのでお知らせ致します。

今後、同国籍船の SE 定期的検査の際、同文書の指示に基づき防火・消火設備の保守・点検が行われていることを確認し、検査・試験を実施しますので、ご了知の上、必要な措置をお取り頂きますようお願い致します。

なお、マーシャル諸島籍船の場合、添付の通知において、リベリア政府をマーシャル諸島政府と読み替えて頂きますようお願い申し上げます。

本件に関してご不明な点は、本部 検査技術部 (Tel : 03 - 5226-2027 / 2028, Fax : 03-5226-2029, e-mail : svd@classnk.or.jp) にお問い合わせ下さい。

敬具

添付：リベリア政府からの指示文書 (FIR-001) の和訳

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。
疑問についてはいつでもご相談下さい。

目的：防火・消火設備の保守・点検のための一般的な指針

これは防火・消火設備及び非常時の設備の適切な保守・点検のためのリベリア政府の指針を通知するものである。これには全ての防火・消火設備に適用される一般的な指針及び固定式消火装置、持運び式消火器、泡消火システム及び自蔵式呼吸具の試験・検査に適用される特定の指針が含まれる。この通知に含まれる一般的な指針が防火・消火設備及び非常時の設備の保守・点検の全てを含むわけではないことに留意願いたい。また、この通知に含まれる特定の指針には追加の指針或いは解釈が必要である。船主は船級協会の要求事項及び SOLAS の要件に加えて、各製造者の指示に精通し、かつ従う必要がある。但し、これらの指示或いは要求事項・要件がこの通知により置き換えられる場合は除く。

適用：

この通知は全ての船舶、MODU (Mobile offshore drilling units) 及び MOU (Mobile offshore units) に適用する。

指針：**1.0 防火・消火設備の保守・点検のための一般的な指針****1.1 操作の準備**

全ての防火・消火設備は常に良好な状態を保ち、本船が航海中に直ちに使える状態にしておく必要がある。防火・消火設備が修理中の場合には、検査員及びリベリア政府に認められた適切な処置により安全性が損なわれないことを確保する必要がある。この場合、本船の出港前、或いは同設備を修理中のまま作業に従事している MODU 及び MOU にあっては、その許可をリベリア政府から取得する必要がある。

1.2 保守・試験

必ずしも船員によるためのものとする必要はないが、船上保守及び全ての防火・消火設備の試験のためのイストラクションは容易に理解できるもので、可能な限り図解され、また適当な場合には各システム或いは装置ごとに次のことを含むものとする。

1. 保守・修理のイストラクション
2. 定期的保守のスケジュール
3. 取替え可能な部品のリスト、及び、
4. 識別された不適合及びそれらの目標完了日を記載した点検・保守結果を記録するためのログブック

1.3 週ごとの試験・点検

1 週間ごとの点検では以下を確認する。

1. 全ての船内通報装置及び一般非常警報装置が正しく機能する。
2. 呼吸具用シリンダに漏れがない。

1.4 月ごとの検査・点検

Ships Officer は、消防設備の毎月の検査を実施し、その結果を本船の Official Log Book に記録する

責任がある。毎月の点検では以下を確認する。

1. 全ての消防員装具、消火器、消火栓、ホース及びノズルが、正しく適切に配置され、良好な状態にある。
2. 全ての固定式消火装置の止め弁が正しく開放・閉鎖位置を示し、乾燥管式スプリンクラーシステムがゲージ通りの適切な圧力を示す。
3. スプリンクラーシステムの圧力タンクがガラスゲージ通りの正しい水位を示す。
4. 全てのスプリンクラーシステムポンプが圧力低下に伴い自動的に作動する。
5. 全ての消火ポンプを操作する。及び、
6. 消火性ガスを使用した全ての固定式消火装置に漏れがない。

1.5 四半期ごとの検査・点検

Ships Officer は、消防設備の四半期ごとの試験・検査を実施し、その結果を本船の Official Log Book に記録する責任がある。四半期ごとの点検では以下を確認する。

1. スプリンクラーシステムの全ての自動警報装置を各区画のテストバルブを用いて試験する。
2. 国際陸上施設連結具が良好な状態にある。
3. 適当な在庫備品を含む消火設備の器具を保管するロッカーが良好な状態にある。
4. 全ての防火ドア及び防火ダンパーを現場で試験する。及び、
5. 操作系統に繋がる全ての CO2 ボトルと固定式消火装置に緩みがない。

1.6 年次試験・点検

年次検査の検査・試験では以下を確認する。

1. 全ての消火器が適切な位置にあり、圧力及び状態が良好である。
2. 適当に、火災探知装置が正しく機能するか試験を行う。
3. 全ての防火ドア及び防火ダンパーを遠隔操作で試験する。
4. 全ての泡・水及び水噴霧固定式消火装置の操作試験を行う。
5. 固定式消火装置の全ての近づき得る部分が適切な状態にあることを目視検査で確認する。
6. スプリンクラーシステムポンプを含む全ての消防ポンプを適切な圧力・流れで試験する。
7. 全ての消火栓の操作試験を行う。
8. 全ての凍結防止システムが適切な状態にある。
9. 本船の主消火装置に繋がるスプリンクラーシステムの操作試験を行う。
10. 全ての消火ホースの水圧試験を行う。
11. 呼吸具用空気充填システムの空気の良否について確認する。
12. 固定式消火装置の制御弁を点検する。及び、
13. 消火ガスシステムのパイプに空気を通す。

上記の 1.2 から 1.6 に規定される検査・試験の確認は SE 証書裏書のための年次検査の必須の部分である。1.2 から 1.7 の項目の点検・確認は船級協会の検査員が認めるところとする。

1.7 5年ごとの整備

少なくとも 5 年に一度、固定式消火装置の制御弁の内部点検を行う。

2.0 固定式 CO2 及びハロン装置

2.1 シリンダ内容物の有効性の確認

SE 証書発行のための検査の一部として、2 年ごとに固定式 CO2 及びハロン装置のシリンダー内容物を重量計測又は等方性測定により確認する。体重計はシリンダー内容物を確認するために用いることができ、その損失が 10% 以上の場合には再充填を行う。一般的に、体重計は SOLAS II-2 章 5.1.11 規則に適合する CO2 システムの一部に含まれる。

2.2 水圧試験

全ての固定式 CO2 及びハロン装置のシリンダーの水圧試験を以下の通り行う。

1. 製造後 20 年ごと
2. 再充填する前
3. 目視検査により潜在的な欠陥が疑われたとき

試験日をシリンダーに表示する。同試験は政府機関或いは認められた船級協会、及び消火器の製造者によって認められた整備施設で行う。同施設は船級協会検査員の認めるところとする。使用可能であるかどうかを確認後、同施設にてシリンダーの再充填を行う。

3.0 持運び式消火器

3.1 年次検査

持運び式消火器の検査は SE 証書裏書のための年次検査の必須項目である。消火器の検査を行い、必要なら毎年整備を行う。持運び式消火器の毎年の整備・検査は乗組員が行って差し支えないが、この場合、乗組員は適切に訓練され、同整備が船級協会検査員に受け入れられる必要がある。さもないと、持運び式消火器の毎年の整備・検査は認められた整備施設で行われなければならない。消火器の状態は船級協会検査員が認めるところとする。

3.2 本船の乗組員による持運び消火器の整備

本船の乗組員は、以下を条件として、粉末、泡、或いは水液体式持運び式消火器の整備を行うことができる。

1. 持運び式消火器を試験、検査・整備するために必要な器具が供給され、それらが校正及び整備された状態にある。
2. 乗組員が持運び式消火器の試験、検査・整備に関して適切に訓練され、かつそれらを消火器の製造者の指示に従い実施している。
3. 試験・点検は船級協会の検査員が満足するものとし、要すれば、検査員立会いの下に行う。

3.3 内容物の有効性の確認

SE 証書発行に際し、2 年ごとに持運び式消火器用シリンダーの内容物の有効性の確認を行う。船級協会検査員立会いの下に行えば、持運び式 CO2 消火器用シリンダーの重量計測はその有効性の確認として認められる。持運び式消火器のシリンダーの内容物を決定する他の方法、例えば、等方性計測法も、適切に校正された器具を使用し、また使用者がその使用に関して訓練され且つ資格を有し、かつ検査員がその計測を適切であると認めれば受入れられる。これに代えて他の方法で計測する場合には、検査員は、

計測装置の精度を確認するために重量計測による持運び式消火器用シリンダー内容物の抜き取り計測を要求することができる。

3.4 予備消火剤、追加の持運び式消火器及び再充填

1. 船上で再充填できる持運び式消火器の場合：

同一種類の消火器ごとに、消火器 10 個までは 100%、10 個を超える分については 50%の予備消火剤を備えること。（端数は 1 とする）但し、算上された数が 60 を超える場合、60 個分の予備消火剤を備えればよい。

2. 乗組員によって再充填ができない消火器：

同じ種類及び容量の予備消火器を前 1. に規定された数、予備消火剤に代えて備える。

3. 消火器の再充填の取扱い説明書を船上に備える。シリンダーの定期的再充填は製造者の推奨に従って行う。製造者の推奨がない場合、再充填は消火剤が効力を失いはじめた時に行う。また一部空になった消火器も再充填する必要がある。当該消火器に対し、認められた消火剤以外の消火剤を再充填のために使用してはならない。

3.5 認可された整備施設

持運び式消火器の毎年及び半年ごとの検査、整備及びその内容物の有効性の確認については、認可された整備施設の整備証明書が認められる。

3.6 持運び式消火器の水圧試験

10 年ごとに持運び式消火器の水圧試験を行う。目視検査によりシリンダーの潜在的な欠陥が疑われた場合、検査員或いはリベリア政府検査官は水圧試験を要求することができる。試験日をシリンダーに消えないようにマーキングする。

3.7 水圧試験設備

水圧試験は政府機関或いは認められた船級協会、及び消火器の製造者によって認められた整備施設で行う。使用可能であるかどうかを確認後、同施設にてシリンダーの再充填を行う。

4.0 固定式泡システム

4.1 泡分析

泡分析は SE 証書発行のための検査の一部であり 2 年ごとに行う。泡の適合性や貯蔵タンクの状態に疑義がある場合、船級協会検査員はいつでも泡分析を要求できる。

5.0 自蔵式呼吸具

5.1 毎年の検査

全ての自蔵式呼吸具を SE 証書或いは MODU 証書の裏書のための検査の一部として少なくとも毎年検査する。適当であれば、その一部として呼吸具の再充填システムの空気の良い否も点検する。

5.2 自蔵式呼吸具用シリンダーの水圧試験

自蔵式呼吸具用シリンダーの水圧試験は 5 年に一度行い、試験日をボンベに表示する。

超軽量タイプのシリンダーの場合、水圧試験の間隔及び整備はシリンダーの製造者及び船級協会の要件により異なる。シリンダーの整備は船級協会検査員の満足するところとする。

5.3 予備の補充物及び呼吸具の空気シリンダーの再充填

1. 使用に適した予備の補充物を、要求される呼吸具につき各2組備えること。
2. 36人以下の旅客を運送する旅客船及び貨物船において、清浄な空気を空シリンダーに再充填できる適当な手段を備えている場合には、予備の補充物は要求された呼吸具につき、1つとすることができる。

VOID